

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月23日
【会社名】	株式会社ダスキン
【英訳名】	DUSKIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 輝治
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市豊津町 1 番33号
【電話番号】	06(6387)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鶴見 明久
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市豊津町 1 番33号
【電話番号】	06(6387)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鶴見 明久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成26年6月20日開催の当社第52回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成26年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

なお、中間配当金として1株につき20円及び記念配当金（創業50周年）として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金60円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、山村輝治、宮島賢一、鶴見明久、長沼洋一、岡井和夫、武田 浩、井原 修、榎原純一、藤井修治、住本和司、打矢富貴子及び籾ゆき子を選任する。

第3号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役候補者12名のうち山村輝治及び井原 修を選任対象から除外するよう修正動議が提出された。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、織田貴昭を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数	615,022個
議決権行使個数[無効票除く(注)](a) = (b)+(c)+(d)+(e)	479,874個
議決権の数に加算しなかった株主総会に出席した株主の議決権の数(b)	22,651個

(注)各議案の無効票の数が相違するため、有効票が最も少ない議案の議決権行使個数を採用しております。

決議事項	賛成(個) (c)	反対(個) (d)	棄権(個) (e)	賛成の割合 (c)/(a)	決議の結果
第1号議案	455,945	1,279	0	95.01%	可決
第2号議案	456,946	277	0	95.22%	可決
第3号議案					
山村 輝治	431,821	25,402	0	89.98%	可決
宮島 賢一	437,603	19,509	111	91.19%	可決
鶴見 明久	437,601	19,511	111	91.19%	可決
長沼 洋一	437,582	19,530	111	91.18%	可決
岡井 和夫	437,605	19,507	111	91.19%	可決
武田 浩	437,605	19,507	111	91.19%	可決
井原 修	437,620	19,492	111	91.19%	可決
檜原 純一	437,561	19,551	111	91.18%	可決
藤井 修治	443,785	13,327	111	92.47%	可決
住本 和司	447,384	9,728	111	93.22%	可決
打矢 富貴子	443,958	13,265	0	92.51%	可決
藪 ゆき子	448,795	8,428	0	93.52%	可決
第3号議案の修正動議	-	-	-	-	否決
第4号議案	456,682	541	0	95.16%	可決

(注)各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。なお、累積投票によらないこととしております。
- ・第3号議案につきまして修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、当該修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして取扱ったため、当該修正動議に係る議決権の数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数(22,651個)は加算しておりません。

以上